

市内食品事業者の商品開発・改良や販路拡大を応援します！

平成28年度

食のマーケットイン支援事業
【食品事業者枠】

募集要項

平成28年3月

公益財団法人新潟市産業振興財団

1 制度の目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（通称：新潟 I P C 財団）では、新潟市内食品産業の活性化による地域産業の振興を目的に、マーケットに受け入れられる商品の開発・改良や販路拡大のための取り組みに対し、事業計画の策定支援や経費の一部を補助する「食のマーケットイン支援事業」を実施します。

「食品事業者枠」では、食品製造業者はじめ市内食品事業者を対象にします（農業者等を除きます。）。

2 制度の概要

(1) 補助対象者

以下の全てを満たすことが必要です。

- ① 新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業者の定義については、【別表 1】をご覧ください。）
- ② 当財団の「I P C ビジネスマッチングサイト」に会員登録している者
- ③ 新潟市税の未納が無い者
- ④ 【別表 2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者

(2) 補助対象事業

補助対象者が、新商品の開発や既存商品の改良を行い、販路拡大を目指す取り組みが対象となります。

(3) 補助内容

補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助します。

① 補助率、補助限度額及び補助対象期間

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内 (ただし、過去 5 か年度以内に本補助金制度を利用したことがある事業者は、補助対象経費の 2 分の 1 以内)
補助限度額	5 0 万円
補助対象期間	交付決定日から平成 2 9 年 3 月 1 5 日 (水) まで

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額です。

② 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件を全て満たすもので次の表に掲げるものです。

- ア 使用目的が事業遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ 交付決定日以降に発生し、事業期間中に支払われた経費
- ウ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

実 施 項 目	適用範囲 等
商品開発・改良	事業遂行に必要な商品開発や改良に要する原材料費、加工経費、検査費等
消費者嗜好調査	マーケティングリサーチのための調査経費
見本市出展	流通バイヤーとの商談が期待される見本市への出展経費

デザイン改良	パッケージに要するデザイン経費
販促ツール製作	ちらしや広告用POPの作成経費
広告・広報の実施	マスコミ活用等に要する経費
その他	①レシピ開発やメニュー作成のための経費 ②事業遂行に必要な消耗品等に要する経費 ※取得価格（消費税込）が10万円未満のものに限ります。

※消費税及び地方消費税、銀行口座等振込手数料、人件費、旅費は補助対象外です。

※他団体からの補助等が充当されている経費については、その金額を除きます。

※補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）と同一の経営者である事業者または同一連結決算対象の事業者の製品の調達等に係る経費は、補助対象外です。

(4) 支援内容

補助事業の計画策定等を支援します。

① 販路拡大計画・商品概要書の策定支援

販路拡大計画とは、新潟IPC財団プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）の意見を参考に、販路拡大により達成したい目標や実施項目を定めた計画のことです。補助金を含む支援の方向性を決定する計画であり、必ず策定します。

PMは、商品概要書（実際のビジネス活動で使用できる資料）の策定も支援します。

※なお、販路拡大計画の策定や、事業の進捗状況の確認等のため、必要に応じてPMと打合せを実施しますので、担当者のスケジュール調整が必要になることを、あらかじめご了承ください。

② 外部専門家（※販路拡大アドバイザー（以下「AD」という。））のコメントのフィードバック

7月頃に、ADによる試食審査会を開催します。PMがADのコメントを取りまとめ、フィードバックします（試食審査会では、試食用にサンプル品の提供が必要です。開発中等の理由によりサンプル品を提供できないときは、試作品あるいは最終商品のイメージがわかる資料の提供が必要です。）。

その他、必要な場合には、PMがADに意見や助言を求め、ADのコメントをフィードバックします。

③ 「フードメッセ」や「FOODEX JAPAN」等におけるIPCブースでの商品展示（予定）

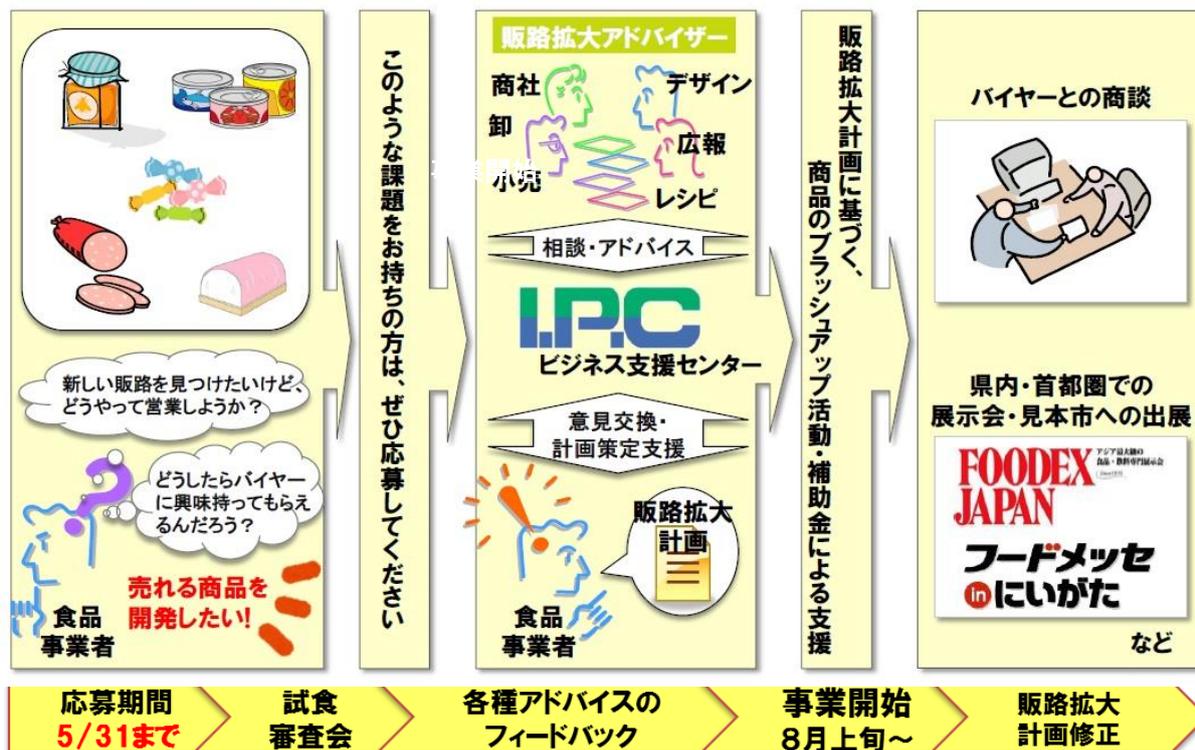
当財団が出展する各種見本市において、IPCブースを利用し、無料で商品を展示することができます。当財団ホームページや当財団が当該見本市用に作成するPRパンフレットで、商品を紹介します。

④ その他

流通バイヤーとの商談会等、マッチングの機会がある場合は、随時情報提供します。

3 事業の流れ

事業、手続きの流れの一例です（応募いただく内容によって、変更する場合があります。）。



4 申請の手続き

まず、事業計画等を窓口でヒアリングさせていただきます。その後、補助金の交付申請を希望する場合は、募集期間内に次の書類を提出してください。

(窓口でのヒアリングがなく、当財団に申請書類が届いたときは、受理できない場合があります。)

申請書類提出期間	平成28年4月1日(金)～平成28年5月31日(火)午後5時30分 ※下記提出書類を、後記「13 相談及び申請受付窓口」にご提出ください。
提出書類	① 補助金交付申請書(別記様式第1号) 1部 ② 収支明細書(別紙2) 1部 ③ 直近の「新潟市制度用納税証明書」 1部(写しは不可) ※証明書交付窓口は、後記「14 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧」をご参照ください。 ④ 事業計画書 1部 ⑤ 補助対象者であることを証明する書類の写し 1部 資本金額が要件を満たす場合：商業登記(直近6か月以内) 従業員数が要件を満たす場合：健康保険加入者数を確認できる書類等 ⑥ 直近1か年分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し 1部 個人の場合：確定申告書の写し ⑦ 商品カタログ等、商品の概要がわかるもの 1部

5 販売拡大計画の策定

応募者は、販路拡大計画策定のため、PMと打合せを行います。販路拡大計画は、ADによる審査において、審査資料の1つとなりますので、7月開催予定の試食審査会までに、必ず策定していただきます。完成後、次の書類を提出してください。

提出書類	販路拡大計画書兼事業内容確認書（別紙1）	1部
------	----------------------	----

6 交付可否の決定

(1) 審査方法

7月頃に、ADによる試食審査会を開催し、補助金の交付の可否を決定します。

(2) 結果の通知

申請者全員に対し、文書で結果を通知します。交付決定にあたり必要な条件がある場合は、その旨を併せて記載します。

(3) その他

原則、当財団の他の補助金と重複して採択しません。

7 中間ヒアリング

補助事業が完了するまでの間に、当財団が必要と判断した場合は、補助事業者に対して、ADやPM同席の下、進捗状況についてヒアリングを行います。

8 実績報告

補助事業が完了したときは、報告期限までに次の書類を提出してください。

報告期限	次のいずれか早く到来する期日 ア 補助事業の完了日から30日以内（初日不算入）の末営業日 イ 平成29年3月15日（水）	
提出書類	① 補助事業実績報告書（別記様式第6号）	1部
	② 補助事業実績報告書の補足資料	1部
	③ 収支明細書（別紙3）	1部
	④ 収支明細書で単価10万円以上の経費の算出根拠となる書類 見積書又は単価表（無い場合は算出根拠となる資料）の写し等	各1部
	⑤ 補助対象経費の支払いに係る請求書またはその写し	各1部
	⑥ 補助対象経費の支払いに係る領収書、振込書等またはその写し	各1部

9 補助金額の確定・補助金の交付

(1) 実績報告会

前述の「試食審査会」と同様の構成で設置する「実績報告会」において、補助事業者が実施した補助事業の内容について、PMが説明し、審査を受けます。

(2) 補助金額の確定・補助金の交付

審査の結果、確定した補助金額を文書で通知し、補助金を交付します。

10 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の事項を留意、順守してください。

(1) 計画の変更

補助事業の内容または予算を変更しようとするときは、軽微な変更（※）である場合を除き、補助事業変更申請書（別記様式第4号）及び関係書類を提出する必要があります。

※「軽微な変更」とは、次のいずれかに該当する場合は、

- ・補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- ・収支明細書において、新たな経費区分を追加する変更ではないもの
- ・収支明細書に計上した補助対象経費（総額）の変更が20%以内であるもの

(2) 関係書類の整備及び保存

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業が完了した会計年度の終了後、5年間保存してください。

(3) 財産の処分の制限

補助事業により取得した物品等を、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することは、原則不可です。

(4) 情報の公表

補助事業の期間中、補助事業に関する情報は、原則非公表とします。

補助事業完了（補助金交付）後は、原則、補助事業者及び補助事業の名称などを当財団のホームページ等において公表します。

(5) 成果の公表

補助事業の完了後、補助事業者の了解が得られる場合は、補助事業の成果の全部又は一部を公表します。また、補助事業完了後、当財団の求めに応じて、補助事業の成果報告及び成果の公表等に協力していただきます。

(6) 事業化状況の報告

補助事業の完了後、当財団の求めに応じて、事業化の状況等について報告していただきます。

11 様式等

様式等は、当財団ホームページからダウンロードできます。

新潟IPC財団 ホームページ <http://niigata-ipc.or.jp/ipc/>

12 その他

申請にあたっては、「公益財団法人新潟市産業振興財団補助金交付要綱」を必ずご覧ください。

また、ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

13 相談及び申請受付窓口

公益財団法人新潟市産業振興財団（新潟IPC財団） ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 N E X T 21 12階

T E L : 025-226-0550 F A X : 025-226-0555 E-m a i l : info@niigata-ipc.or.jp

14 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧

詳細については、新潟市市税事務所市民税課管理・証明係にお問い合わせください。

担当係及び名称	所在地等
市税事務所 市民税課 管理・証明係	新潟市中央区学校町通 1-602-1 TEL : 025-226-2243
北税務センター	新潟市北区葛塚 3197 TEL : 025-387-1205
東税務センター	新潟市東区下木戸 1-4-1 TEL : 025-250-2510
江南税務センター	新潟市江南区泉町 3-4-5 TEL : 025-382-4105
秋葉税務センター	新潟市秋葉区程島 2009 TEL : 0250-25-5311
南税務センター	新潟市南区白根 1235 TEL : 025-372-6160
西税務センター	新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL : 025-264-7511
西蒲税務センター	新潟市西蒲区巻甲 2690-1 TEL : 0256-72-8266
北区北出張所	新潟市北区松浜 1-7-9 TEL : 025-387-1705
東区石山出張所	新潟市東区石山 1-1-12 TEL : 025-250-2820
中央区東出張所	新潟市中央区蒲原町 7-1 TEL : 025-223-7502
中央区南出張所	新潟市中央区新和 3-3-1 TEL : 025-223-7552
江南区横越出張所	新潟市江南区横越中央 1-1-1 TEL : 025-382-4283
秋葉区小須戸出張所	新潟市秋葉区小須戸 120-5 TEL : 0250-25-5710
南区味方出張所	新潟市南区味方 1544 TEL : 025-372-6805
南区月潟出張所	新潟市南区月潟 535 TEL : 025-372-6905
西区黒埼出張所	新潟市西区大野町 2843-1 TEL : 025-264-7760
西区西出張所	新潟市西区内野町 415-1 TEL : 025-264-7705
西蒲区岩室出張所	新潟市西蒲区西中 860 TEL : 0256-72-8814
西蒲区西川出張所	新潟市西蒲区旗屋 585-1 TEL : 0256-72-8752
西蒲区潟東出張所	新潟市西蒲区三方 1 TEL : 0256-72-8862
西蒲区中之口出張所	新潟市西蒲区中之口 626 TEL : 025-375-2712

【別表 1】

<p>(中小企業者の定義) 中小企業者とは、会社および個人であって、次のものが該当します。</p> <p>①資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下のもので、製造業、建設業、運輸業その他の事業 (②～④以外) を主たる事業として営むもの。</p> <p>②資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下のもので、卸売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>③資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下のもので、サービス業を主たる事業として営むもの。</p> <p>④資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下のもので、小売業を主たる事業として営むもの。</p>
<p>※本事業では、従業員の数に会社役員 (従業員との兼務役員は除く) および個人事業主本人は含めないものとします。また、以下のいずれかに該当する者は、パート労働者として、常時使用する従業員の数には含めないものとします。</p> <p>ア. 日々雇い入れられる者、2 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く)。</p> <p>イ. 所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※上記①～④基準を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」として本事業の補助対象者になりません。</p> <p>ア. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業</p> <p>イ. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業</p> <p>ウ. 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者</p> <p>なお、上記アイウで「大企業」を「みなし大企業」に置き換えた場合も対象になりません。</p>

【別表 2】

<p>①法人等 (個人、法人または団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) であるとき</p> <p>②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える意図をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき</p> <p>③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき</p> <p>④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に避難されるべき関係を有しているとき</p>
